

原油価格の高騰などで厳しい経営状況にある **トラック運送事業者に対し、令和4年度(2回交付)と同様に、県から燃料高騰負担軽減に係る補助金が交付**されます。
 本年度も、**県ト協が補助金交付窓口事務を行う**ため、補助金交付要綱の制定及び詳細な手続き案内等を作成しました。
協会会員の皆様には、関係書類を郵送しますが、**非会員事業所の皆様も下記の県ト協ホームページからダウンロード**できます。
 是非、**補助金の申請手続きをお願いします。**

事業概要

予 算 額	764,640千円
事業申請期間	令和5年8月1日～令和5年9月20日
補助対象	<p>中小企業者が対象 ※今回から追加 詳細は「様式第5号 誓約書」を要確認 (資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人であること)</p> <p>県内営業所に配置された事業用車両(宮崎の緑ナンバーに限る) ※ 貨物軽車両、霊柩車、被けん引車(トレーラ)を除く。</p>
補助額	<p>自動車検査証記載の「最大積載量」に応じて車両一台あたり定額を支払う。</p> <p>○ 10トン以上の車両1台あたり : <u>10.8万円</u> ※ ただし「けん引車(トラク)」は全て10トン以上の車両として扱う。</p> <p>○ 10トン未満の車両1台あたり : <u>5.4万円</u> ※ <u>今回は補助金単価が変わりました。</u></p>

申請書類等

- ① 補助金交付申請書
 ※ 1枚の書類で補助金申請、実績報告、補助金の請求書を全て兼ねています。
- ② 納税証明書(原則申請日から3カ月以内のもの。写しでも可)
 ※ お近くの県税事務所で交付します。収入証紙400円が必要です。
- ③ 法人は個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書
 ※ 市町村の領収証書(6カ月以内)の写し又は確認印が必要です。
- ④ 補助対象となる全車両の車検証の写し
 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し
 ※ 令和5年6月1日時点で、車検証交付後9カ月経過している車両。
 なお、期間内に車両更新等がある場合は個別にご相談ください。
- ⑤ 補助対象車両一覧表
 ※ ④の車検証の写しと車両一覧表の順番は合わせてください。(必須)
- ⑥ 振込口座が分かるものの写し(通帳、キャッシュカード等)
- ⑦ 誓約書(※今回新たに追加)

問い合わせ先



TEL : 0985-53-6767

FAX : 0985-53-2285

gyoumu@mta.or.jp

